

準学校法人の設立認可基準（概要）

〔 昭和25年文部次官通達
昭和35年文部省管理局長通達 〕

区分		基準内容	
目的		私立専修学校・各種学校の設置	
機関	役員	役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を 超えて含まれてはならない。	
	理事 (会)	職務：業務の執行機関（法人を代表する） 定数：5人以上（ただし、7人以上を相当とする） 選任：設置する学校の校長等	
	監事	職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない）	
	評議員 (会)	職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選定：寄付行為の規定により選任された者	
資産	基本財産	原則、自己所有(負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教 育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない)	
	施設 ・ 設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書館等（教員室、事務室、保健室他）
		設備	教具（機械、器具、模型等）、 校具（机、腰掛等）
運用財産	毎年度の経常支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入 で収支の均衡を保てること		